

令和7年11月
石油化学工業協会

貿易救済制度にかかる体制の強化に関する要望について

現在、世界市場では、海外の過剰生産能力により、採算性を度外視して生産された製品が大量に流通するという構造的な歪みが深刻化しています。この問題は、G7 サミット等の国際的な場でも繰り返し指摘されており、石油化学分野においては、特に中国における過剰生産能力が中心的な要因として認識されています。

こうした状況下、米国政府による高関税政策や、各国・地域における通商措置の相次ぐ発動により、主要市場への流入が制限された結果、行き場を失った余剰の石油化学製品が、障壁が低い日本市場に流入しつつあります。これらの製品は、極めて低廉な価格を武器に国内市場を奪いつつあり、我が国の石油化学産業の健全な事業存続のための環境を著しく損なう要因となっています。

このような輸入圧力に対しては、我が国においても、貿易救済措置を含む輸入通商対策の強化が急務であり、その必要性はかつてないほど高まっていると認識しています。

諸外国においても、過剰生産を背景とした安価な輸入品の急増に対応するため、WTO ルールに基づき認められている貿易救済措置を迅速かつ効果的に活用する体制の強化が進められています。特に、制度の機動的な運用を支える人材の確保・増強が重視されており、貿易救済措置に対応する専門人員の増員が各国で加速していると承知しています。

このような状況のもと、産業の最上流に位置する石油化学産業では、今後も供給責任を果たしていくため、また、健全な市場を維持していくために、貿易救済制度を積極的に活用する必要性が高まってきており、今後実際に同制度を申請するケースが増加することが見込まれます。同制度は民間企業からの申請と「政府による調査」を経て発動されることから、迅速な制度の適用のためには、件数増加に対応できる充分な調査体制の構築が必要となります。

石油化学工業協会といたしましては、こうした観点に立ち、貿易救済制度の機動的かつ的確な運用を可能とする体制の整備・増強が不可欠であるとの認識のもと、日本政府に対し、貿易救済制度に係る政府内担当部局における調査要員の増員を含む、調査体制の抜本的な拡充・強化を要望いたします。